

2023年7月～

保護者様

千葉県医師会  
千葉県教育委員会

「療養報告書(臨時)」の提出について

日頃より、本市教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉県では学校保健安全法施行規則に基づいた特定の感染症に患後に登校する際、登校許可証明書または療養報告書の提出をお願いしております。

しかし、現在、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の他、多様な感染症の流行拡大を受け、千葉県医師会と協議の上、登校許可証明書の対応について一時的な変更を行います。

今回、対象となる感染症は「ヘルパンギーナ」「手足口病」です。医師の診断の後、学校を欠席する必要が生じた場合には、登校再開の際に保護者の方が以下の「療養報告書(臨時)」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

「ヘルパンギーナ」「手足口病」の登校再開の基準は「全身状態の安定した者は登校可能」です。欠席しない場合は「療養報告書(臨時)」提出の必要はありません。

.....

保護者が記入

千葉市立千葉高等学校長様

療養報告書(臨時)

年 組 生徒氏名

月 日(発症日)より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過の通りに回復したことを報告します。よって、月 日より登校します。

記

該当疾患に○	疾患名	登校再開の目安
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者とは
	手足口病	「解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく食事がとれ、学校での活動に通常通り参加できる状態に回復していること。」

受診した医療機関名 ( )

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 保護者氏名